平成２９年（フ）第３３２号
埼玉県行田市本丸４番24号
債務者　村瀬　幸枝
1　決定年月日時　平成29年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月１日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２９年（フ）第６６５号
千葉県松戸市小金原５丁目７番地の36
債務者　古高沙友里
1　決定年月日時　平成29年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月１日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第２０１２号
札幌市北区北27条西６丁目２番１―107号
債務者　寺田　潤一
1　決定年月日時　平成29年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２０９５号
札幌市北区拓北５条４丁目７番２―102号
債務者　西山まゆみ
1　決定年月日時　平成29年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２１００号
札幌市厚別区厚別西５条３丁目４番22号　ＫＯＫＯハイツ201号
債務者　小野さやか（旧姓田子内・高橋）
1　決定年月日時　平成29年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２１２２号
札幌市西区八軒９条東２丁目１番９号
債務者　中村　昌世
1　決定年月日時　平成29年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２１２９号
札幌市南区中ノ沢７丁目７番５号
債務者　小野寺優子
1　決定年月日時　平成29年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２１４４号
札幌市白石区南郷通14丁目北６番30―206号
債務者　野呂志美野
1　決定年月日時　平成29年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２１５１号
札幌市豊平区美園６条６丁目１番11―201号
債務者　武藤　健生
1　決定年月日時　平成29年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２１６４号
札幌市白石区東米里2109番地125
債務者　吉田　憲一
1　決定年月日時　平成29年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２１７０号
札幌市豊平区豊平３条５丁目１番15号　佐藤荘２
債務者　佐藤　秀子
1　決定年月日時　平成29年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２６５号
群馬県伊勢崎市中央町14番１号　住宅型有料老人ホーム桃の木
債務者　石原　富夫
1　決定年月日時　平成29年12月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月６日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（フ）第２７８号
群馬県前橋市問屋町２丁目８番地３　ダイアパレスピュアステージ新前橋　603号
債務者　清水　　治
1　決定年月日時　平成29年12月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月６日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（フ）第２９９号
群馬県前橋市小屋原町324番地２
債務者　井野　直人
1　決定年月日時　平成29年12月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月６日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（フ）第２１号
群馬県沼田市上川田町2642番地２　関上上川田アパート　Ｂ号
債務者　筏井　隆次
1　決定年月日時　平成29年12月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月６日まで
前橋地方裁判所沼田支部破産係

平成２９年（フ）第１９０号
長野市三輪３丁目16番12号　ロワイアル本郷106
債務者　田中　義紀
1　決定年月日時　平成29年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月６日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第８３号
岐阜県中津川市駒場450番地の４　サープラスＩセルシェ103
債務者　堀井　清幸
1　決定年月日時　平成29年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月６日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２９年（フ）第８５号
岐阜県瑞浪市陶町猿爪607番地の４
債務者　若松　丈寛
1　決定年月日時　平成29年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月６日まで
岐阜地方裁判所多治見支部